

(案)

2 3 沖 審 第 号
平成 2 3 年 7 月 2 5 日

内閣総理大臣 菅 直 人 殿

沖縄振興審議会

会 長 伊 藤 元 重

沖縄の振興について

本審議会は、沖縄振興特別措置法第111条第2項の規定に基づき、今後の沖縄の振興に関し、別添の総合部会専門委員会報告を踏まえ、下記のとおり意見を申し出ます。

記

沖縄の本土復帰以降、3次におたる沖縄振興開発計画及び現行の沖縄振興計画を通じて、「本土との格差是正」、「民間主導の自立型経済の構築」等を目指し、社会資本の整備や沖縄の地域特性を生かした産業振興など様々な取組が進められてきた結果、社会資本の整備の面を始めとして本土との格差が縮小し、県内総生産や就業者数が全国を上回る伸びを示すな

ど、一定の成果を上げてきている。

しかしながら、所得水準が国民所得の約7割にとどまり、失業率も全国を大幅に上回る水準で推移するなど、沖縄は、その特殊事情等を背景として、引き続き様々な課題を有している。

一方で、成長するアジア地域との近接性や若年人口の割合の多さなど潜在力は大きく、分野によっては、これらを生かし、沖縄のみならず、我が国全体の発展をリードする可能性もあると考えられる。

このため、グローバル経済の発展や少子高齢化、環境問題への意識の高まり、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の進展などの時代潮流の中で、「民間主導の自立型経済の発展」、「我が国及びアジア・太平洋地域の発展に寄与する21世紀の『万国津梁』の形成」という基本方向の下、先述の地理的特性や亜熱帯・海洋性の貴重な自然、沖縄独特の国際色豊かな歴史・文化など、沖縄の持つ様々な地域特性を最大限に発揮して、沖縄振興を進めていくことが求められている。

その際、沖縄の自主性の発揮と国の責務の在り方、フロントランナーとしての先進的な取組、選択と集中、沖縄振興のための様々な制度や「沖縄振興一括交付金（仮称）」の創設等の沖縄県からの提言を踏ま

えた具体的な施策の検討など国と沖縄県との連携といった点も、留意する必要がある。

今後、こうした考え方に立って、観光・リゾート産業や情報通信関連産業といったリーディング産業の高付加価値化や国際物流拠点産業など新たな産業の重点的な育成、科学技術など多面的な交流を通じたアジア・太平洋地域における交流拠点の形成、海洋島しょ圏を支える離島振興、特色を生かした個性豊かで活力ある地域づくりに向けて、沖縄の振興を積極的に図っていく必要がある。

また、駐留軍用地及び駐留軍用地跡地が広範かつ大規模に存在する沖縄の特殊事情に鑑み、駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用を促進するよう、新たな法律において所要の措置を講じていく必要がある。

さらに、各種社会資本整備などこれまでのハード面に加え、各分野を支える多様な人材の育成などソフト面での基盤づくりが重要であると考えます。

政府におかれては、平成24年度以降の沖縄の振興に向けて、現行の沖縄振興特別措置法後の次期法制の実現を図るとともに、次期法制のもとで以上の諸点を勘案して特別の措置を講じていくよう、本審議会として強く要請するものである。